

平成26年度第4回天童市教育委員会について（報告）

日 時 平成26年7月23日（水） 午前10時
場 所 教育委員会 第一議会議室

< 議 事 >

議第17号 平成27年度使用小中学校教科用図書の採択について

<可決する>

審議経過

委 員：1年から6年まで使用する図書の選定にあたっては、関連づけがされているものと考えていいのか。

事務局：文部科学省の学習指導要領の中に、教科ごとの目標が示されています。また、その内容を習得するために必要な教材なども示されていますが、6年間同じ教科用図書を使用しなければならないという縛りはありません。ただし、法律では同一の教科用図書を採択する期間は4年間となっています。

委 員：1年から4年までがA社で、5・6年がB社ということはあるのか。

事務局：種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないことになっているので、そういうことはありません。

委 員：研究員の方がいろいろな情報を集めて、その中から協議し選定したことか。

事務局：小学校の場合、9教科11種目で46冊ありました。研究員は教科ごとグループを作り各社の教科用図書をすべて見て、子どもたちの学習、先生方の指導、地域性など様々な観点から研究・調査をして、特長をまとめ採択協議会に報告しています。その報告に基づき、採択協議会で内容等について協議し、選定していただきました。

委員長：研究員は5月に1日、6月に2日の計3日間にわたり、かなり詳しく丁寧に調査・研究してまとめていただきました。

委 員：実際に使用する先生方の意見を参考にするということはないのか。

事務局：学校の先生や市民の方にも、これから採択される教科用図書を教育委員会の会議室や教育センターで見てもらえる環境を整えています。なお、小学校の先生方については、教育委員会の会議室に来て見てもらい意見をいただきました。その意見を反映させて、採択協議会での選定に生かしています。

< 協 議 >

(1) 天童市立中学校に通う生徒の死亡事案に係る7月16日の記者会見の報告と今後の方向性について

教育長：7月16日に行われた記者会見で、始めに、一日も早く、一刻も早く、しっかりと検証し、失われた女子生徒の苦しさをしっかりと受け止め、再発防止に全力をあげて取り組みたい。そのことがご冥福を祈ることになるもの信じていると申し上げました。

教育委員会として、学校のこれまでの対応は十分だったのかという質問がありました。母親からの電話相談、「心の点検票」がどれだけ生かされていたのか、一人の生徒として、その抱える苦しみとして捉えられるべきものだったのでないかと真摯に振り返っており、今後、調査委員会で究明されることになると申し上げました。

ただ、その後の学校生活を見ると、生徒全体が一定の落ち着きを取り戻したことからすれば、学校の事後対応は適切だったと考えていると申し上げました。

学校と教育委員会の聞き取りについては、いじめ防止対策推進法・いじめ防止基本方針に基づき、主に客観的な事実関係について、自分たちができるところまで調査を行うとされています。アンケート調査や聞き取りを行ったということは、法に基づいており、これが今後、調査が乱立し子どもたちに負担をかけることを防止できるものであると考えていると申し上げました。

調査委員会の立ち上げに向けての人選、今後の対応や見通しについて質問がありました。現在、要綱について協議中であること、特に、分析評価前の資料である写しの提供はできないし、調査委員の人選についても、中立・公平を損なう恐れのある方法については問題があると認識していると申し上げました。

なぜ写しの提供を拒んでいるのかについては、平成23年6月1日文部科学省初等中等教育局長通達の、調査の実施主体からの外部への安易な提供や公表は避けるべきであるということに基づいていることを申し上げました。

調査委員は、遺族の了解を得ないのかという質問がありました。中立・公平とは、遺族にも、学校にも、教育委員会にもいずれにも偏らないものと考えています。また、信頼の下に推薦を依頼しているので、推薦に異議をはさむことは、信頼関係を損なわれる恐れがあると考えていると申し上げました。

ご遺族から、教育委員と直接お話しをしたいと望んでいると聞いているが、という質問がありました。

私たちは、これまでご遺族の弁護士から文書により取り交わしていくましょうという申し出に基づいて進めてきています。もし、そういう要望があるのであれば、教育委員会としては直接お会いして、お話しをお聞きすることもあり得ることだと申し上げました。

委員長：今回の記者会見では、校長は校内での受け止め方や体制が十分でない点があったと話していたようだ。また、報道では、校長が初

めてお詫びをしたという表現が多かったようだが、3月28日、ご遺族にお会いした際、中間報告とともににお詫びをしているのか。

教育長：3月28日に、先ほど申し上げた所感とともににお詫びを申し上げています。

委員：いじめた生徒が十数名いたので指導したという報道があったが。

事務局：いじめに関わった生徒を指導したという話から、矢継ぎ早に質問があり、周りで見ていた生徒への指導も含めて十数名と答えたが、質問した方ではいじめた人数として捉えられたようです。

委員長：記者会見の報道を見て、こちらから情報を発信していくことも大事であると感じたが。

委員：今後、会見の要望があった場合、状況に応じて実施していくのか。

事務局：会見の申し出があれば、状況に応じて実施すべきと考えています。

委員：誤解のない記者会見になるように、事前に質問事項を示してもらうことは出来ないのか。

事務局：今回の記者会見は、山形県警記者クラブからの申し出があり、それを受けて実施したもので、7項目は事前に示されていたものです。

教育長：正しい情報については、これまで議会等でも発言していますし、教育委員にも報告しています。

委員長：いろいろな法律があり、出来るものと出来ないものがある。その中で、出来る限りご遺族の要望に耳を傾けて対応するというスタンスは守っていく必要がある。

教育長：要綱については、これまでご遺族から要望のあったことについて、ほとんど反映してきています。ただし、情報の開示と調査員については合意に至っていません。

委員：実際、第三者委員会が立ち上がってから記者会見の要望があった場合はどうなるのか。

委員：我々にも情報が入らないので出来ないのでないのではないか。

事務局：今回の会見は、事故から半年が経過したことでの要望があり行つたものですが、第三者委員会が立ち上がりければ守秘義務があるため、出来なくなってしまいます。

委員：子どもたちも見ていると思うので、発言をした後の撤回となると、その回数が増えれば増えるほど、先生に対する信頼がなくなるのではないかが心配される。慎重に進めていく必要があるのではないか。

委員長：文部科学省はどう見ているのか。

事務局：直接聞いた訳ではありませんが、法律が出来てから初めての事案であるので注目しているようです。

国の基本方針で示されていますが、調査員の人選について、職能団体から推薦していただくことは中立・公正であり、推薦された方を委嘱すること。学校も教育委員会も遺族も、委嘱にあたって人を選ばないということが、中立・公正に繋がるものであるとしています。

委員長：先程の話にあったように、ご遺族は教育委員と話し合いたいという要望があるようなので、どのように対応していくかご意見をいただきたい。

教育長：これまでも、ご遺族からの要望にどのように対応していくかについては教育委員会で話し合って進めている。情報開示や調査員の人選については合意に至っていないが、事務的なことについても大分詰められているので、最終的には教育委員とご遺族で話し合ってはどうか。

委員長：委員の皆さん、いかがですか。

委 員：賛成。

委員長：では、そのように進めさせていただきます。

他に委員の皆さんから何かありませんか。

無いようですので、第4回教育委員会会議を終了します。